



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *21 和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則 (会計課)..... 1
- *22 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 (")..... 3

○ 訓令

- *13 和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令 (会計課)..... 4

規 則

和歌山県規則第21号

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県会計職員に関する規則 (昭和39年和歌山県規則第27号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(かい等の出納員の会計事務)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 振興局地域振興部の会計専門員又は会計駐在員の職にある出納員は、委任事務のほか、次に掲げる事務 (他のかい等の出納員の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 別表第4に掲げるかいの所掌事務に伴う歳入歳出外現金の払渡しに係る支払 (伊都振興局地域振興部の会計専門員の職にある出納員にあっては、農林大学校の軽易な支出に伴うものを除く。)に関する事 (和歌山県財務規則第117条第3項ただし書に該当するものを除く。)</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1 (第5条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>振興局地域振興部 (東牟婁振興局地域振興部串本地区駐在を除く。)</td> <td>副部長及び会計専門員</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自然博物館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>紀北教育事務所</td> <td>人事課長</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	振興局地域振興部 (東牟婁振興局地域振興部串本地区駐在を除く。)	副部長及び会計専門員	略		自然博物館	略	紀北教育事務所	人事課長	略		<p>(かい等の出納員の会計事務)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 振興局地域振興部の主幹 (会計担当) 又は会計駐在員の職にある出納員は、委任事務のほか、次に掲げる事務 (他のかい等の出納員の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 別表第4に掲げるかいの所掌事務に伴う歳入歳出外現金の払渡しに係る支払 (伊都振興局地域振興部の主幹 (会計担当) の職にある出納員にあっては、農林大学校の軽易な支出に伴うものを除く。)に関する事 (和歌山県財務規則第117条第3項ただし書に該当するものを除く。)</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1 (第5条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>振興局地域振興部 (東牟婁振興局地域振興部串本地区駐在を除く。)</td> <td>副部長及び主幹 (会計担当)</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自然博物館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	振興局地域振興部 (東牟婁振興局地域振興部串本地区駐在を除く。)	副部長及び主幹 (会計担当)	略		自然博物館	略	略	
振興局地域振興部 (東牟婁振興局地域振興部串本地区駐在を除く。)	副部長及び会計専門員																		
略																			
自然博物館	略																		
紀北教育事務所	人事課長																		
略																			
振興局地域振興部 (東牟婁振興局地域振興部串本地区駐在を除く。)	副部長及び主幹 (会計担当)																		
略																			
自然博物館	略																		
略																			

別表第4 (第9条、第11条関係)

出納員の区分	支払等の事務主管の対象となるかい
1 会計課の出納員	海草振興局 文書館 和歌山県税事務所 消防学校 環境衛生研究センター 動物愛護センター 消費生活センター 男女共同参画センター 子ども・女性・障害者相談センター 精神保健福祉センター 公営競技事務所 工業技術センター 和歌山産業技術専門学院 農林大学校 和歌山下津港湾事務所 向陽中学校 向陽高等学校 桐蔭中学校 桐蔭高等学校 星林高等学校 和歌山北高等学校 和歌山東高等学校 和歌山高等学校 和歌山工業高等学校 和歌山商業高等学校 海南高等学校 きのくに青雲高等学校 和歌山盲学校 和歌山ろう学校 紀北支援学校 紀伊コスモス支援学校 和歌山さくら支援学校 図書館 近代美術館 博物館 紀伊風土記の丘 自然博物館 紀北教育事務所 和歌山東警察署 和歌山西警察署 和歌山北警察署 海南警察署
2 那賀振興局地域振興部の会計専門員の職にある出納員	略
3 伊都振興局地域振興部の会計専門員の職にある出納員	略
4 有田振興局地域振興部の会計専門員の職にある出納員	有田振興局 紀中県税事務所 箕島高等学校 有田中央高等学校 耐久高等学校 たちばな支援学校 有田湯浅警察署
5 日高振興局地域振興部の会計専門員の職にある出納員	略
6 西牟婁振興局地域振興部の会計専門員の職にある出納員	略

別表第4 (第9条、第11条関係)

出納員の区分	支払等の事務主管の対象となるかい
1 会計課の出納員	海草振興局 文書館 和歌山県税事務所 消防学校 環境衛生研究センター 動物愛護センター 消費生活センター 男女共同参画センター 子ども・女性・障害者相談センター 精神保健福祉センター 公営競技事務所 工業技術センター 和歌山産業技術専門学院 農林大学校 和歌山下津港湾事務所 向陽中学校 向陽高等学校 桐蔭中学校 桐蔭高等学校 星林高等学校 和歌山北高等学校 和歌山東高等学校 和歌山高等学校 和歌山工業高等学校 和歌山商業高等学校 海南高等学校 きのくに青雲高等学校 和歌山盲学校 和歌山ろう学校 紀北支援学校 紀伊コスモス支援学校 和歌山さくら支援学校 図書館 近代美術館 博物館 紀伊風土記の丘 自然博物館 和歌山東警察署 和歌山西警察署 和歌山北警察署 海南警察署
2 那賀振興局地域振興部の主幹(会計担当)の職にある出納員	略
3 伊都振興局地域振興部の主幹(会計担当)の職にある出納員	略
4 有田振興局地域振興部の主幹(会計担当)の職にある出納員	有田振興局 紀中県税事務所 箕島高等学校 有田中央高等学校 耐久高等学校 たちばな支援学校 有田警察署 湯浅警察署
5 日高振興局地域振興部の主幹(会計担当)の職にある出納員	略
6 西牟婁振興局地域振興部の主幹(会計担当)の職にある出納員	略

7 東牟婁振興局地域振興部の会計専門員の職にある出納員	略	7 東牟婁振興局地域振興部の主幹(会計担当)の職にある出納員	略
8 東牟婁振興局地域振興部の会計駐在員の職にある出納員	東牟婁振興局(健康福祉部串本支所及び串本建設部) 串本古座高等学校	8 東牟婁振興局地域振興部の会計駐在員の職にある出納員	東牟婁振興局(健康福祉部串本支所及び串本建設部) 串本古座高等学校 串本警察署

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第22号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(資金前渡) 第59条 次の各号に掲げる経費については、令第161条第1項第17号の規定に基づき、資金前渡をすることができる。 (1)～(3) 略 (4) 切手、収入印紙の購入費その他これに類する経費 (5)～(22) 略 2 略</p> <p>(契約書の省略) 第90条 略 2 前項の規定により契約書の作成を省略しようとする場合において、<u>単価契約(法令又はその実施に関する規程により料金が定められているものを除く。)</u>による場合のほか、特に必要と認めるときは、<u>契約の相手方から請書その他これに準ずる書面を徴さなければならない。</u></p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>区分</td><td>地方機関</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>2 教育委員会</td><td>教育センター学びの丘 中学校 高等学校 特別支援学校 図書館 近代美術館 博物館 紀伊風土記の丘 自然博物館 紀北教育事務所 紀南教育事務所</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> </table>	区分	地方機関	略	略	2 教育委員会	教育センター学びの丘 中学校 高等学校 特別支援学校 図書館 近代美術館 博物館 紀伊風土記の丘 自然博物館 紀北教育事務所 紀南教育事務所	略	略	<p>(資金前渡) 第59条 次の各号に掲げる経費については、令第161条第1項第17号の規定に基づき、資金前渡をすることができる。 (1)～(3) 略 (4) 切手、収入印紙その他現金で即時払をしなければ調達することができない物件の購入費 (5)～(22) 略 2 略</p> <p>(契約書の省略) 第90条 略 2 前項の規定により契約書の作成を省略しようとする場合において、特に必要と認めるときは、<u>契約の相手方から請書その他これに準ずる書面を徴さなければならない。</u></p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>区分</td><td>地方機関</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>2 教育委員会</td><td>教育センター学びの丘 中学校 高等学校 特別支援学校 図書館 近代美術館 博物館 紀伊風土記の丘 自然博物館 紀南教育事務所</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> </table>	区分	地方機関	略	略	2 教育委員会	教育センター学びの丘 中学校 高等学校 特別支援学校 図書館 近代美術館 博物館 紀伊風土記の丘 自然博物館 紀南教育事務所	略	略
区分	地方機関																
略	略																
2 教育委員会	教育センター学びの丘 中学校 高等学校 特別支援学校 図書館 近代美術館 博物館 紀伊風土記の丘 自然博物館 紀北教育事務所 紀南教育事務所																
略	略																
区分	地方機関																
略	略																
2 教育委員会	教育センター学びの丘 中学校 高等学校 特別支援学校 図書館 近代美術館 博物館 紀伊風土記の丘 自然博物館 紀南教育事務所																
略	略																

別表第2の委託料の部中「被留置者の医療費」の次に「、直轄警察犬（警察本部において、管理されている警察犬をいう。）の医療費」を加える。

別表第3の資金前渡の部中「規定する経費」の次に「その他会計管理者が別に定める経費」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第13号

庁中一般
各 かい

和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令

和歌山県会計事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(会計課の総務企画班長、<u>審査第一班長、審査第二班長及び決算班長の専決事項</u>)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 会計課の<u>審査第一班長及び審査第二班長</u>は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>(1) 報酬、給料、職員手当等、共済費、恩給及び退職年金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費（公共料金明細事前通知サービス（公共料金の口座振替前に自動で支出票が起票される仕組みをいう。次条において同じ。）を使用するものを除く。）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費（250万円以下のものに限る。）、原材料費、備品購入費、負担金及び交付金、扶助費並びに公課費の支出命令及び戻入の審査</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>歳入歳出外現金の保管金の払渡しの審査並びに払渡更正及び払渡項目訂正の確認</u></p> <p>3 会計課の決算班長は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(総務事務集中課の業務第一班長及び業務第二班長の専決事項)</p> <p>第6条 <u>総務事務集中課の業務第一班長及び業務第二班長は、役務費（公共料金明細事前通知サービスを使用するものに限る。）に係る支出負担行為の確認及び支出に関する事務を専決することができる。</u></p> <p>第7条・第8条 略</p> <p>(代決)</p> <p>第9条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 会計課の総務企画班長、<u>審査第一班長、審査第二班長及び決算班長並びに総務事務集中課の業務第一班長及び業務第二班長</u>の専決することができる事項に係る事案について、当該班長が不在のときは、当該班長の上司がこれを代決す</p>	<p>(会計課の総務企画班長、<u>審査第1班長、審査第2班長及び決算班長の専決事項</u>)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 会計課の<u>審査第1班長及び審査第2班長</u>は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>(1) 報酬、給料、職員手当等、共済費、恩給及び退職年金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費（公共料金明細事前通知サービス（公共料金の口座振替前に自動で支出票が起票される仕組みをいう。）を使用するものを除く。）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費（250万円以下のものに限る。）、原材料費、備品購入費、負担金及び交付金、扶助費並びに公課費の支出命令及び戻入の審査</p> <p>(2) 略</p> <p>3 会計課の決算班長は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>歳入歳出外現金の保管金の払渡しの審査並びに払渡更正及び払渡項目訂正の確認</u></p> <p>第6条・第7条 略</p> <p>(代決)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 会計課の総務企画班長、<u>審査第1班長、審査第2班長及び決算班長の専決</u>することができる事項に係る事案について、当該班長が不在のときは、当該班長の上司がこれを代決するものとする。</p>

るものとする。

(代決の制限)

第10条 第7条第1号から第3号までの規定のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、代決することができない。ただし、あらかじめ処理の方針を指示された場合は、この限りでない。

第11条・第12条 略

(代決の制限)

第9条 第6条第1号から第3号までの規定のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、代決することができない。ただし、あらかじめ処理の方針を指示された場合は、この限りでない。

第10条・第11条 略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。